

第 122 回院内集会

福島原発行動隊は、2月24日飯舘村の杉岡誠村長を講師にお招きして、第122回院内集会（オンライン）を下記の通り開催した。「特定復興再生拠点区域」のある福島県自治体の首長に「明日のわがふるさと」につきお話しいただくシリーズ講演会の5回目です（行動隊ホームページ2月22日掲載の講演資料「飯舘村」参照）。

- 日時：2月24日（火曜）午後1時30分-2時30分
- 開催方式オンライン（Zoom）
- テーマ：明日のわがふるさと
- 講師：杉岡誠飯舘村村長



執務室で杉岡村長

講演の冒頭、杉岡村長は村政の基本方針について「『復興』とはあえて言わず、『明日が待ち遠しくなるような、ワクワクする楽しいふるさとを目指して』と言う」と述べられました。講演資料には、村づくりの基本理念として「都市の後追いではない、…自らの力で、豊かな暮らしと地域社会を築き上げる内発的発展を目指す」と記されています。平成の合併も選択せず今日に至っています。

杉岡村長はこの理念の下、「震災を越えて」「未来への布石」に挑戦する村政につき熱を込めて語られました。

避難指示解除後の移住者140人の方たちが、2022（令和4年）には飯舘村移住サポートセンター、レストラン、工房、カフェ、ゲストハウスなどを起業されていることも話されました。

福島原発行動隊が飯舘村と連携していくことについては、村民が避難先から村にやってきて行っている各種の農作業に対する支援ができないかと言われました。人手の不足を補って除草などに加わってもらえれば助かるとのことです。

行動隊としては、こうした営農支援の具体化を考えていくこととなります。



飯舘村が取り組む各種の事業

「特定帰還居住区域」を新設

安藤 博

「特定帰還居住区域」なるものが新設される。2月7日、この「区域」新設を盛り込んだ福島復興再生特別措置法の改正案が閣議決定され、開会中の通常国会に提出された。改正案が成立すれば、すべての希望者が帰還できる仕組みが整うのだという。原発事故による放射能汚染のため住む家を「帰還困難区域」に囲われて避難指示を受け、福島県内、県外で避難生活を余儀なくされてきた被災/避難者が元の家に戻れるようにすることは、被災者の多くが高齢化していることもあり、1日も早くと望まれてきた。

2017年の同法改正により、帰還困難区域内に市町村長が住民・移住者の生活・地域経済再建の拠点となる「特定復興再生拠点区域」を設定できる制度が創設され、除染・インフラ整備などの一体的・効率的実施などにより、避難指示が一部解除されてきた。他方、同拠点区域外の帰還困難区域については、住民が帰還を望みながらも依然として避難生活を強いられている。政府は、2021年に「2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できる」よう、必要な箇所の除染を進めるという方針を決定した。

「特定帰還居住区域」の設定は、「『2020年代をかけて』ではこの先さらに7年、8年も帰還できないのか」という被災/避難者の苛立ちを考慮してのことであろう。以下の要件を満たす地域について、市町村長が「特

定帰還居住区域」の設定範囲、公共施設整備などの事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し国が認定する。

- 1、放射線量を一定基準以下に低減できる
- 2、一体的な日常生活圏を構成しており、事故前の住居で生活の再建を図ることができる
- 3、計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができる
- 4、「特定復興再生拠点区域」と一体的に復興再生できる

解除の要件とされている「解除に先立ち除染をすること」は、この「特定帰還居住区域」についても除染を不要とする帰還待望者にとっては理不尽な官の介入となる。

「復興拠点区域の避難指示」は2023年内に全て解除されることになっている。7市町村に残る拠点外の帰還困難区域についても、国は「20年代をかけて」に希望者全員が帰還できるようにするとし、「特定帰還居住区域」を新たに設定して整備を進める方針を示している。しかし、具体的な区域設定はこれからのことである。

住む家を追われてこの12年間、帰還困難区域内に残した自宅の保全のため避難先から毎月のように通ってきた被災者のひとりは、ついに待ちきれず先ごろ自宅の解体を決めてしまった。

////////////////////////////////////

【行動隊3月-4月スケジュール（予定）】

●院内集会

3月22日 水曜日

4月21日 金曜日

●SVCF 通信発行予定

3月27日 月曜日

4月25日 火曜日

●連絡会議

以下の各金曜日 10:30-

3月 3、10、17、24、31

4月 7、14、21、28

